

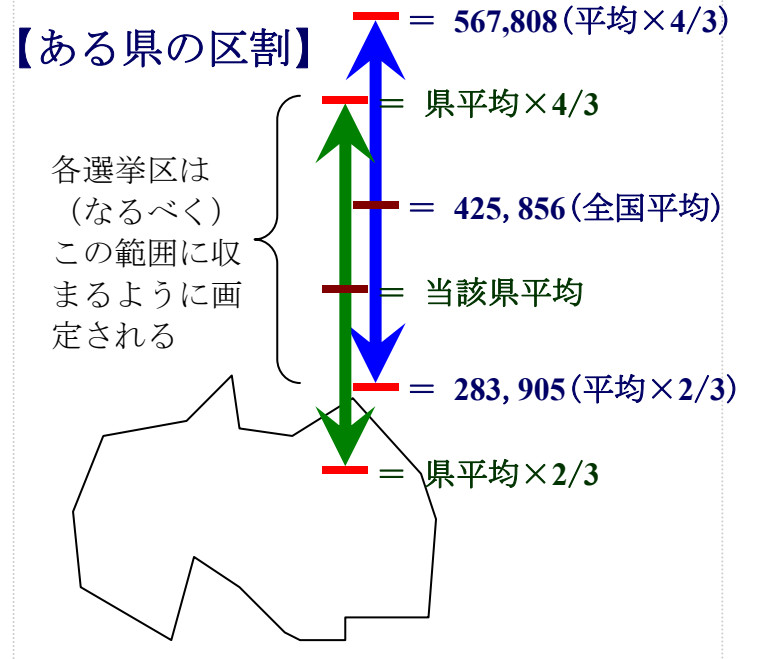
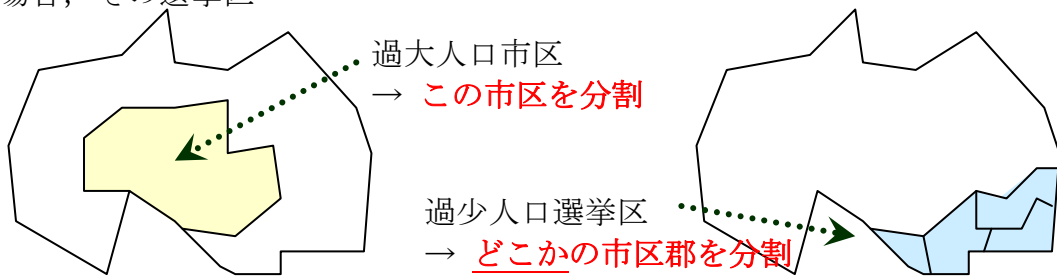
# 小選挙区割における市区郡分割方式と一票の重みの格差の関係

## 衆議院選挙小選挙区制の現行小選挙区画定方法

現行の衆議院小選挙区区割の作成方針では、原則として市区郡を最小単位として扱い、分割は極力避けることを規定している。ただし、例外として人口過大都市がある場合、及び、過小人口選挙区の設置を避ける場合は分割が許される。

**過大人口市区** = 全国選挙区平均人口の4/3倍を超える、または当該都道府県の選挙区平均人口の4/3倍を超える人口を持つ市区

**過小人口選挙区** = 選挙区画定をどのように行っても、全国選挙区平均人口の2/3倍を下回る、または当該都道府県の選挙区平均人口の2/3倍を下回る選挙区ができてしまう場合、その選挙区



## 例外規定の市区郡分割規準を積極的に導入した場合の格差

### 小選挙区の区割導出に関して

定数配分方法以外で、現行の小選挙区区割画定の骨格を作っている主な要素

- ①市区郡行政界を区割線とする原則
  - ②飛び地の禁止
  - ③小選挙区を都道府県内で作る原則
  - ④衆議院小選挙区数は300
- 今後も尊重すべき?  
→ 合県・ブロック制・道州制  
→ 技術的・政治的に困難が少ない

現行の区割作成方針による <b>分割規準</b> (A) 過大人口市区の場合 (B) 過小人口選挙区の設置を避ける場合	不十分 
<b>最適区割導出</b> に必要な <b>新設・補強規準</b> (A2) 過大人口 <b>選挙区</b> の設置を避ける場合 (B*) 過小人口選挙区の設置を避ける場合、 市区郡分割 <b>原則導入</b>	不十分 

例外規定でない  
積極的分割ルールが必須！

### 本研究による結論

「1 + 最大剰余法」で定数配分を行い、区割画定を行う。この際、市区郡分割を許す程度(規準±0%~33%)により最適区割による一票の重みの格差は**1.846~2.153**倍程度。

±5%規準程度(必然的に市区郡分割を積極導入することになる)で、全国格差に関係のある都道府県の分割を積極的にすることで、定数配分の格差に近づけることはできる。つまり、例外規定の市区郡分割を積極的に行い格差縮小を目指すのであれば、定数配分の格差を最小にすることが必須。

「定数配分」→「区割画定」にこだわらず、市区郡分割を避け、**1.7**倍程度を目標とするのであれば、著者らの提案する「格差最小配分法([2])」が最もよい。

都道府県内(A)~(B\*)分割基準は、当該都道府県選挙区平均人口の±**d**%以内とする  
→ 現行の**d=33**を変化させて計算 ( $0 \leq d \leq 33$ )

《計算に用いた人口・行政区域》  
◇ 人口：2005年国勢調査(速報値)  
◇ 行政区域：2006年3月時 市区郡

### 関連する研究論文

- [1] 根本・堀田「衆議院小選挙区における一票の重みの格差の限界とその考察」選挙研究20号(2005)
- [2] 根本・堀田「一票の重みの格差から見た小選挙区数」選挙研究21号(2006)
- [3] 根本・堀田「平成の大合併が小選挙区区割に与えた影響」(2006)

### ご意見・ご感想をお寄せ下さい

■ 根本俊男:nemoto@shonan.bunkyo.ac.jp  
堀田敬介:khotta@shonan.bunkyo.ac.jp

■ 〒253-8550  
神奈川県茅ヶ崎市行谷1100  
文教大学 情報学部



